「令和８年度　路上喫煙対策にかかる広報物のデザイン作成等業務委託」
提案競技実施要領

１　趣旨

「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」が改正され、受動喫煙防止の観点で路上喫煙にかかる規制が強化されることとなるため、市民のみならず、来街者や日本語がわからない人を含め、誰もがわかりやすく改正内容を知ることができる広報啓発物を作成する必要がある。その広報啓発物のデザイン作成等を行うにあたり、効果的な広報業務の経験や専門的な技術を有する事業者を公募し、提案内容が最も優秀な事業者を選定するもの。

２　業務名称

令和８年度　路上喫煙対策にかかる広報物のデザイン作成等業務委託
（以下、「デザイン作成等業務」という。）

３　委託期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

４　提案額

5,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

５　委託内容

別紙「令和８年度　路上喫煙対策にかかる広報物のデザイン作成等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。)」参照

６　この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下、「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JV の全ての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JV として参加する場合は、構成員の全てがその他の JV の構成員及び提案者になることはできない。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４に該当する者でないこと。

（２）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下、「福岡市措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

（３）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

（４）市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、所在地で滞納していないこと）。

（５）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（６）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、福岡市措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当した場合、又は提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

７　スケジュール（公募開始から契約締結までの流れ）

（１）公募開始　令和８年 11 月５日（木）

（２）質問書の提出締切　令和８年 11 月 12 日（木）13 時まで

（３）質問書への回答　令和８年 11 月 13 日（金）（予定）

（４）参加申請書の提出締切　令和８年 11 月 17 日（火）17 時まで

（５）企画提案書の提出締切　令和８年 11 月 25 日（水）17 時まで

（６）審査（書類審査）　令和８年 11 月 26 日～30 日（予定）

（７）最優秀提案者の決定通知　令和８年 12 月上旬（予定）

（８）契約の締結　令和８年 12 月上旬（予定）

※スケジュールは変更になる場合がある。

※審査にあたり、プレゼンテーションは行わない。

８　質問書の提出及び回答

（１）提出期間

令和８年 11 月５日（木）から令和８年 11 月 11 日（水）17 時まで

（２）提出方法及び提出先

質問書（様式１）を「17　問い合わせ・提出先」宛にＥメールで提出すること。また、質問書を提出した旨を電話連絡すること。

※件名欄に【広報物デザイン提案競技質問】と記入すること。

（３）質問への回答

令和８年 11 月 13 日（金）までに福岡市ホームページに掲載する。また、質問の回答が実施要領等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって実施要領等の内容に変更があったものとする。

※掲載予定のホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html

９　参加申請書の提出

（１）提出期間

令和８年 11 月５日（木）から令和８年 11 月 17 日（火）17 時まで（必着）

（２）提出方法

窓口提出：９時～17時（12時～13時及び土日祝日を除く。）

※来庁する際は日時を事前に連絡すること。

郵送提出：特定記録または簡易書留とすること。

（３）提出先

「17　問い合わせ・提出先」

（４）提出書類

以下の書類のうち、イ～オについては、提出日前３か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、イ～ケの提出を免除する。

ア　提案競技参加申請書（様式２）

イ　登記事項証明書（法人の場合）

注１）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

ウ　身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注１）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注２）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出

すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注３）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

エ　市町村税を滞納していないことの証明書

注１）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注２）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

オ　消費税及び地方消費税納税証明書

注１）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注２）証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可)。

カ　委任状（様式３）

注１）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式３により委任状を作成して提出すること。

キ　誓約書（様式４）

注１）様式４に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

ク　役員名簿（様式５）

注１）様式５に、代表者及び役員（カの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注２）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注３）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

ケ　直近の決算２年分の財務諸表の写し

注１）法人の場合は、直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注２）個人の場合は、財務諸表（様式６）をもとに作成のうえ提出すること。

10　参加の辞退

提案競技参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合は、令和８年 11 月 23 日（月）17 時までに、参加辞退届（様式７）を提出すること。

11　企画提案書の提出

（１）提出期間

令和８年 11 月５日（木）から令和８年 11 月 25 日（木）17 時（必着）まで

（２）提出方法

窓口提出：９時～17 時（12 時～13 時及び土日祝日を除く。）

※来庁する際は日時を事前に連絡すること。

郵送提出：特定記録または簡易書留とすること。

（３）提出先

「17 問い合わせ・提出先」

（４）提出書類

①企画提案書提出書（様式８）

②企画提案書

「令和８年度　路上喫煙対策にかかる広報物のデザイン作成等業務委託」企画提案書記載要領参照

（５）提出部数

①企画提案書提出書（様式８）　１部

②企画提案書 原本１部、副本５部（クリップ留めとし、製本はしないこと）

※窓口提出後、電子データも提出すること。

12　審査方法

本提案競技にかかる選定委員会において、提出された資料について、委員が「審査評価表」に基づき採点を行い、総合得点（各審査員の合計点＋事務局審査点）が最も高かった提案者を最優秀提案者とする。プレゼンテーションは実施しない。

評価にあたって疑義が生じた場合は、提案者に問い合わせをする場合がある。

また、総合得点が６割に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

13　選定結果

（１）選定結果の通知

選定結果については、提案者（代表者）全員に文書で通知する。

（２）選定結果の公表

福岡市のホームページで公表する。

※掲載予定のホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html

最優秀提案者については、名称及び評価点を公表する。それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみ公表する。なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

14　失格事由

次のいずれかひとつに該当する場合は失格とする。

（１）受託料見積金額が「４　提案額」の条件を満たしていない場合

（２）応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

（３）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

（４）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

（５）応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

（６）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

15　契約手続き

最優秀提案者と本市で仕様書等の協議を行い、委託契約の手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

16　その他

（１）本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）１事業者１提案とし、複数の提案は認めない。

（３）企画提案の応募に係る費用については、全て参加者の負担とする。

（４）提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

（５）提出された資料は返却しない。なお、提出された書類は、事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

（６）本実施要領に記載されているもののほか、市が必要と認める事項について、契約の締結前に市と受注予定者で十分に協議を行うこと。

（７）受注者は業務遂行にあたっては、市と綿密な情報交換を行うとともに、市の指示に従うこと。

（８）受注者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

（９）業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、承

諾を得ること。

(10) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

17　問い合わせ・提出先

〒810-8620　福岡市中央区天神１丁目８－１（７階）

福岡市役所 市民局生活安全部事業調整担当

担　当：古賀、堤

電　話：092-707-0176

ＦＡＸ：092-711-4059

Ｅメール：jigyochosei.CAB@city.fukuoka.lg.jp